

行政常任委員会

平成31年4月23日（火）

午前10時00分開会

○南委員長 おはようございます。

連日議会報告会でお疲れのところ御参集をいただきありがとうございます。

きょう、かねてより計画中でありました本庁舎耐震改修工事のプロポーザル要領についての説明をしていただくということでございます。

報告として、村田委員さんは後刻出席ですので、御報告いたします。

それでは、早速ですが、副市長のほうは冒頭挨拶はありますか。

○藤吉副市長 皆さん、おはようございます。

新年度に入り早いもので既に3週間を経過し、委員の皆様におかれましては、連日の議会報告会のお忙しい中行政常任委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。

本日は、本庁舎耐震改修事業の現在の進捗状況につきまして総務課より御説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

○南委員長 それでは、事項書に基づいてプロポーザルの応募要領について説明を求めます。

○下村総務課長 それでは、資料の1ページをごらん願います。

まず最初に、プロポーザル選定委員会設置要領であります。1月の臨時議会にて御説明させていただきましたように、設計施工一括提案による公募型プロポーザルを実施するため、選定委員会を設置するための要領であります。

所掌事務につきましては、第2条に規定していますように、尾鷲市役所本庁舎耐震改修事業プロポーザル選定応募要領の審査、決定、評価基準及び評価方法の決定、応募業者の一次審査、プロポーザルの審査が主な事務となります。

委員につきましては、副市長、建設課長のほかは、外部委員として三重大学工学部の教授と三重県建築士会の会員の方、そして、三重県建設事務所の建築担当課長に就任をお願いしております。

続きまして、尾鷲市役所本庁舎耐震改修事業プロポーザル応募要領案ですが、4ページをごらん願います。

まず、プロポーザルの目的ですが、今回の耐震改修工事は、市役所機能を維持し、

原則庁舎を使用しながらの工事であることから、技術難易度が高く、よりすぐれた耐震性能を得ながら執務スペースを確保し、工事期間中の市民サービスの低下や、騒音、振動等の執務環境に与える影響を回避するとともに、経費の削減も図れる耐震補強工法を選定する必要があります。

また、近年耐震補強工法の技術が進歩していることから、建設業者の持つすぐれた技術と施工方法等についての創意工夫を最大限活用し、安全性、工事期間、工事金額等を総合的に判断し、プロポーザルにより最も適した候補者を選定するものがあります。

次に、プロポーザルの概要であります。まず、事業内容としては、本庁舎耐震改修事業に係る実施設計業務及び耐震改修工事業務並びに工事管理業務とします。

契約期間は来年度末となる令和3年3月15日までとし、5ページの提案上限額は消費税込みの6億円とします。

次に、実施設計業務の要件ですが、①の耐震改修工事に係る工法及び②の耐震改修設計につきましては、いずれも法にのっとり提案とし、構造耐震判定指標は基準値に1.25倍をした0.75を確保するものとしております。

次の6ページに詳細を書かせていただいておりますが、まず、主なものを御説明させていただきます。

⑤に耐震改修工事に伴って発生する関連工事、地盤補強工事、内外装工事、給排水工事、空調工事、電気配線工事、電話配線工事、LAN配線工事等を実施するものとしております。

また、工事スペース確保のため、多少の部署移動は認めるが、本庁舎で執務を行えることを原則とするので、工事による部署移動を極力少なくし、部署移動する際には移動先の仮設工事を含む提案とさせていただきます。

また、⑧には、工事施工中及び施工後、来庁者や職員等の安全性や利便性に十分配慮すること。⑩では、竣工後の執務等の採光や風通しの確保、執務環境等に十分配慮したものであること。また、⑪には、周辺、隣接地に極力支障がないよう配慮する。⑫では、耐久性が高く、維持管理しやすい改修設計とするというふうにさせていただきます。

また、⑮では、既存建物のデザインとの調和に配慮し、庁舎建築にふさわしいものとする。⑯では、耐震改修に関連する工事は、原則として現状の仕様、性能と同等以上のものに復旧し、現状の仕様、性能が現行法に照らし合わせて不適格な場合は法令に適合したものにすることとしております。

(8) の耐震改修工事業務の要件では、先ほども言いましたように、庁舎の執務者、来庁者に対し騒音、振動による影響ができる限り少ない工事とし、継続した執務の支障にならないようにすること。また、工事騒音は測定機によって継続して測定し記録すること。工事期間中も階段、廊下を継続して使用可能とすること。近隣環境に与える影響を考慮し、法令規制値を十分に満足するものとさせていただいております。

また、7ページには、⑦としてその他近隣住民から苦情等があった場合は誠意を持って対応すること。⑪には、来庁者用駐車場及び公用車駐車場の駐車スペース並びに駐輪場に極力影響を及ぼさないような施工とすること。⑯では、工事によって発生する廃棄物は関係法令に基づき適切に処理するものとする。また、⑰には工事により発生土が生じる場合は適正に搬出することと示しております。

8ページには、プロポーザルの今後のスケジュールでございますが、一次審査、プロポーザル公告日はゴールデンウィーク明けの5月中旬を予定しており、6月上旬には一次審査の結果を公表すると。この一次審査につきましては、工事施工技術者がいるとかいう、経審点数が何点以上とかいうような書類審査となって、二次審査で8月下旬には審査結果公表を行い、契約議案は9月定例会へ上程予定となります。

その他、プロポーザル参加者の資格要件等につきましては、構成企業体は県内の設計、施工ができる業者と市内の建築Aの業者、あと、経営事項審査の総合評価値を何点以上にするかというふうなことを現在検討しておるところでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

○南委員長　簡単にプロポーザル要領について説明をしていただいたわけなんですけれども、資料については金曜日にタブレットのほうで示しているということで、十分皆さん精読されておると思うので、御発言をお願いします。

○小川委員　1点だけ聞かせてください。

6ページなんですけど、耐震工事に伴って発生する関連工事がありますよね。空調工事とか地盤補強工事とか。これは防災減災対策債の対象となるんですか。

○下村総務課長　全て関連する工事ということで、緊急防災減災事業債を活用できるものとしております。特にここで書かれておるのは原状復帰ということで、空調関係につきましてはどうしてもベランダの撤去がどの工法にしても出てくるのではないかと。そうすると空調を撤去せざるを得ないと。それを復旧していただくということで緊急防災減災事業債を充当するものであります。

○小川委員　これがもし対象にならなかった場合の財源の対策とか想定はしておくと……。ならん場合もありますよね。その場合の対策はしているんですか。

○下村総務課長　全て耐震補強にかかわるものとしてこちらは考えております。ですので、現在のところは全て緊急防災減災事業債を活用するというふうに考えております。

○濱中委員　同じこの予算のことなんですけど、4ページなんですけれども、4ページのプロポーザルの概要の2番の事業内容のところに追加が発生する場合があるというふうに書かれておいて、これは技術提案には含まず、審査も考慮しないとなっておりますけれども、そうなりますと、追加工事の上限もある程度示しておく必要はないのかなと思うんですけれども。

　といいますのは、こういうやり方ですと、一旦決定した事業者に対してのその提案だけになるのか、その追加の部分が改めて入札がされるのか別工事となるのかというあたりもちょっとこれだけでははっきりわからないので、今の言われました耐震工事に含まれるもの以外というふうに読むんですけれども、恐らく化粧の部分ですとかそういったことなのかなと思うんですけど、それはこの際はこれとは別工事にするという考え方なのか。

○下村総務課長　この項につきましては、築57年の老朽施設でありますので、法的な改修を問われた場合、どうしてもこの部分は法的にやらなければならないというようなことが出た場合、それが耐震補強と別な部分となった場合を想定して書かせていただいたものであります。

○濱中委員　なら、なおのこと、先ほどの制度の中に含まれないものですから、財源の確保という意味ではある程度その金額の予想もつけておかななくてはいけないのではないのかなという気がするのと、そのプロポーザルをプレゼンする側にしてみたら、一旦はここを見に来るわけですよ。その中である程度それ以外の部分というのもプロポーザルの中で提案される部分というのはあるんやないのかなと思うんですけれども、逆にこれはもう、プロポーザルの中の審査に考慮しないとしても、どういったことが考えられるということは提案してもらってもよろしいんじゃないでしょうか、プロポーザルの中で。

○下村総務課長　当然その部分につきましては設計、施工できる業者ということでございますので、建築物の法的な、築57年の建物、御存じのようにスプリンクラーはございませんし、火災報知機もないという建物の中で、最低限の設置義務はこういうのがありますよという提案は当然されてくるものと考えております。ただ、

それを緊急防災減災事業債に充てられるようにうちとしても検討はするんですが、いやいや、それはどうしても無理ということであれば、やはり別途にならざるを得ないかなというふうに考えております。

○濱中委員　いずれにしましても、恐らく、これには6億というふうに書かれておりますけれども、はみ出してくる部分の財源ということはある程度その事業に進む前に明示をしていただくような必要があるのかなと思いますので、その辺はお願いしたい。

それと、あと、先ほど8ページの参加要件のところでも市内Aランク業者というふうに出ましたけれども、これが何社あるのかということと、あと、その経審の点数をどれだけにしようかというようなのが今やっておるという話なんですけれども、以前にも同じようなことを聞かせてもらっておるんですけれども、これは県、ほかの市町とその基準が違いますよね、尾鷲市の場合。それは問題なく、基準を合わせなくてもいいものなのかということも前にも聞かせてもらっておるんですけれども、尾鷲市内の点数って結構低いんですよ、Aランク。例えば紀北町と比べてでもかなりランクであるとか設計金額であるとかというのが低いんですよ。もちろん地元業者という意味が尾鷲市内の業者に対するものだとは思いますが、地元貢献の部分もあると思うんですけれども、ただ、やはりよいものもつくっていただきたいという意味から比べれば、ある程度ランクをそろえるということも必要ではないのかなと思うんですけれども、そのあたりの考え方をお聞かせいただきたい。

○下村総務課長　市内業者は現在5社あります。構成企業体の代表者になるのはやはり大手ゼネコンさんになることになって、市内業者は構成員という形になりますので、代表者の経審点数が1,000点とか1,200点とかいう高い点になるものと考えております。

○濱中委員　もちろん頭になるJVのゼネコンの人たちの要件というのは今決まっていないんですよ。どれぐらいを考えているのかなというのは、同じようなものを過去に何件ぐらい経験しているのかとか、そのあたりも資料でもお示しをいただく機会は欲しいなと思いますので、それはお願いしておきたいと思います。

○南委員長　答弁はどうですか。

○下村総務課長　過去の工事实績というのは十分考慮させていただきますが、その募集の案件個々にというのはこれからですので、公表してしまうこともちょっとまずいかなということもありますので。

○濱中委員　あれですよ。入札のいわゆる募集が出れば、私らも確認はその場

でできるということで解釈しようかなとは思いますが。

あと、先ほど言いましたランキングの点数を決めることに関しては、外部有識者も含めて決めておと思うんですよ。まあ以前の話でしょうけれども。だけど、これが実際によってばらつきがあるということがちょっと疑問に思うんですよ。県とも違うし、ほかの市町とも違うしという。そのあたりは、これを決めるときには市のほうのやはり状況もお伝えするようなことがあるのかな。何でこんなそろわんのかな。副市長、わかりませんか。何でこんなに市町によって基準のばらつきがあるのかというあたりは。

○藤吉副市長　　まず、代表者につきましては、先ほども言いましたように大手ゼネコンということで県の基準を使いますので、そのところは県と同じという格好になります。あと、市内の業者につきましては、今、建設課なり、それから財政課のほうでこの辺を統一できないかということも検討させていただいていますが、まだ少しそこまで至っておりませんので、そのあたりはしっかりとまた検討させていただいて、統一できるような方向で考えていきたいなど、こんなふうに思っております。

○南委員長　　ちょっと瀨中委員の質問に関連して、この言うたら入札参加資格の業者選定なんですけれども、これはやっぱりプロポーザルの5名の選定委員さんが選定するわけなんですか。それだけはっきりしていただきたいと思います。

○下村総務課長　　指名審査会で選定して、それで、その業者に応募要領を提示して、それに該当する書類審査をやるという……。

○南委員長　　わかりました。尾鷲市の指名審査会がその地元JVとの5社を選定するということですね。やはり、そうすると、瀨中さんが言われたように、以前もこの応募点数なんか公表されて、結構入札にかかる前、委員会か議会で何回か公共工事については提示されておるような記憶があるんですけどね、僕は。そういった意味では、ある程度資料をお示ししていただくのが本来じゃないのかなというように、委員長として。確認してみなくちゃわかりませんが、多分示されておると思います、以前の中でね。それは後で確認しますで。

○高村委員　　今、説明によると、大手ができておるんやで、その基準はA社5社でもええという考えでしょう。そんなやったら、広い意味で地元業者が入るのAもBも入れてやったらどうですか。そないなってくるんでしょう。

(発言する者あり)

○南委員長　　個々に話をせんと、執行部のほうへ聞いていただければ。

どうですか、答弁。

- 高村委員　それで、濱中さんが言うておるのは本当だと思いますよ。
- 下村総務課長　その辺についても。委員会でこういうようなお話があったということ指名審査会のほうへ上げていきたいと思っております。
- 内山委員　小川委員さんと一緒の6ページの上段の⑤、関連工事なんですけど、外壁の塗装は表面の風化を防ぐ意味でも必要だと思うんですけど、緊急防災減災事業債の範囲内で可能なかどうか、どうでしょうか。
- 下村総務課長　耐震補強工事の工法についてはいろいろな方法があるらしいです。総合庁舎のああいふ表側にクロスが来るような工法もあれば、外側を強固にするいろんな工法があるみたいで、柱のないところに、壁のないところにこういうブレースをするとかいう工法がいろいろありますので、いずれにせよ、外壁については何らかの補強工事が必要となるため、外装工事が当然必要になってくるであろうというふうには思っております。ただ、何分基本設計を実施していませんので、図面等が当然できていないということになります。
- 野田委員　応募要領の中でこの契約の保証というんですか。要は、やったけれどもどうなのか、今の関連もあると思うんですけど、そういう項目というのはないんですけれども、瑕疵担保のところというのは瑕疵担保責任というか契約の保証でするので、きちっとやられているかどうか。
- 南委員長　今の瑕疵担保の契約は当然本契約の中では入ってくると思うんですけども、以前、例を出したら大変申しわけないんですけど、尾鷲小学校の問題で瑕疵担保責任はどうなるのというような議論をしたことが結構本当にありました。大事なことですので、恐らく契約のときにあれでしょう。
- 野田委員　そこら辺をちゃんとしておかんと、後でここまでは私どもの仕事じゃないと言われたらそこまでなので。
- （「募集要項のところにはそれは載っていないものなの」と呼ぶ者あり）
- 南委員長　うん。
- 下村総務課長　契約の保証のほうなんですけど、約款の中で契約保証は公共工事履行保証証書、履行ボンドに係る役務的保証とし、保証金額は請負契約金額の100分の10以上とするというような項目を設けていくというふうにしております。
- 南委員長　今後入れていくということなんですか、そうすると。
- 野田委員　今後入れてもらう、きちっとした契約書にしていかなんと、後でトラブルになるということは非常に多々あると思いますので、その点よろしくお願ひし

たいということと、小川委員が言われた防災減災事業資金なんですけど、この全部が、このいろいろたっているものが全部使われることが可能なのかどうかということが甚だ疑問でありますので、外側とか給水・衛生設備とか、先ほど言われた空調設備とかという部分が、防水ですね。そこら辺がどうかというものも調べていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○下村総務課長　先ほども言いましたように、耐震補強で外壁をさわる以上、この設置しておる空調を外さなければならないと。それをもとに戻していただくと。トイレにつきましては、壁をつくっていただくということで補強ということで、その工事も耐震補強であるというふうに私どもは考えております。

○野田委員　行政側の考えとまた確認をとったら違うかもわかりませんので、そこら辺のミスというか抜かりのないようにひとつお願いしたいということと、今後この二千二十何年か完成するわけなんですけれども、一つは今言ったコンクリートが57年たっているということで、今後の見通しがわからない状態の中での耐震化になるわけなんですけど、要は、20年後この規模がそのまま存続するのであれば、どういうレイアウトというか部屋をしていったらいいのかとか、要は、電子化になってもいろんな資料というものがたまってくるとか、あと、例えば教育委員会の郷土資料室の文書とかああいうのもたくさんあって、もうどのような状態になっているかわからない状態の中で、もっとこの部屋をどのように有効にするかというような計画という部分は行政側から提案するということはどうなんですか。

○下村総務課長　設計ができておりませんので、業者決定をして、その中で当然レイアウト、配置、その辺は業者さんにこちらから希望を申し上げていきたいということになります。ただ、いずれにせよ、いながら工法であることと柱の位置は変えられないということ、それと補強部分が出てくるということで、そんなに自由度はないと。ただ、地下に関しましては壁をつくって、そこに書庫を設けていくということになると思います。

○野田委員　そういうところで、将来どうなるかという部分のやっぱり基本設計の中にでもできるだけの部分を入れていくべきじゃないのかと僕は個人的には思うんですけれども、市民の憩いの場じゃないですけれども、やっぱり市民の方が避難するとかそういうところも、ある一部とか憩いの場という部分も今後必要じゃないのかという気もありますし、あと、職員の方の給食室じゃないですけれども、食堂みたいなのもやっぱり将来的に考えるという見通しというんですか。将来的に考える部分をもっと練り込んで、基本計画とかできる範囲はあるかもわかりませんが、

やっぱりそういうことを期待したいとか要望したいなと思っています。

以上です。

○下村総務課長 食堂云々はちょっと今回の耐震補強には該当してこないとは思われます。ただ、空き部屋が出た場合、そういうふうな活用はできるものと思われ
ます。現在、職員の数からいけば十分な床面積はあるものとは思っております。た
だ、デッドスペースも結構ありますし、床面積の有効活用は当然図っていきたく
と
考えております。

○野田委員 今課長のほうから話がありました、要はデッドゾーンというんです
か。有効活用ということがまず第一。20年後人口が1万人を切るというぐらいの
ところなんですけれども、そういう部分の将来的設計をある限られた財源の中で知
恵を出すということがやっぱり基本的というか、皆さんやられていると思いますけ
ど、それが一番大事なことだと思いますので、そういう点を十分考慮していただ
いて基本計画のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○三鬼（和）委員 先ほど濱中委員から問いがあったのですが、ゼネコンと地
元Aランクと組むということやで、地元のAランクの会社については、その点数は
もう関係なしにAランクだったらゼネコンと組めるということなんですか。どうな
んですか。そういったところは指名審査の中でもチェックしていくんですか。

○下村総務課長 一応上限額6億円ですので、契約額が幾らになるかはわかりま
せんけど、そういう施工経験がある地元業者ということでAランクは必要ではない
のかなというふうに考えておりますが、指名審査会のほうでも委員会でこういうお
話が出たということはお話しさせていただきます。

○三鬼（和）委員 地元業者にもそういった機会ということでゼネコンと組まれ
るんでしょうけど、指名審査するのであれば、その辺もきちっとした中で決めた中
で審査されるべきではないかなと思ったのであれなんですけど、それと、このプロ
ポーザルの応募要領の中で、プロポーザルの概要ということも踏まえて7番の実施
設計業務の要件とかも踏まえても、耐震についてしっかりしていただくというこ
とで、1番、2番、3番についてはそういったことをうたっているんですけど、先ほ
ども瑕疵責任のことも出ましたけど、本市においては病院の診療棟と賀田小学校を
耐震という工事の中で公共施設としてやったと思うんですね。特に賀田小学校なん
か、耐震ということで今度統合したところも賀田小学校の校舎をつくったわけなん
ですけど、ただ、外壁とかああいうのがまだ20年たっていない中でかなり傷んで

おるといふことがあって、この市役所庁舎そのものが五十数年たっておりますので、先ほど小川委員とか仲委員なんかも言っています、この辺のところはやっぱりプロポーザルの条件の中できちっとたっていく。耐震がきちっとなったといつても、その辺のところは次の問題となったときに、少なくとも耐震すれば20年ぐらひはこの庁舎というのを使われるといふ。20年たつたときは人口とか果たしてこれぐらひの庁舎が要るのかといふことに、人口規模からといふこともあるかもわからないですけど、最低限20年ぐらひはそういったメンテとかの問題が出てきたら困ると思ふんですけど、その辺はどうなんですか。

○下村総務課長 ⑫のほうに耐久性が高く維持管理しやすい改修設計とする。⑮に既存建物のデザインとの調和に配慮し庁舎建築にふさわしいものにする。あと、⑳のほうには原則として現状の仕様、性能と同等以上のものに復旧しといふような項目を入れさせていただいております。当然業者さんもある程度の見ばえといふのは自分のところの工事の責任といふこともありますし、今後の営業にも影響が出てくるものと思われまふので、その辺は十分協議しながら進めていきたいと思っております。

○三鬼（和）委員 そのことで答弁があるとは思つたんですけど、そういうことをするに当たっては、6番の工事スペース確保のために多少の部署移動は認めるが云々といふのがあふんですけど、こういったことの規制が厳し過ぎて、もう一つ耐震であるとかデザイン的なものが取り組めるのにできづらひといふことが生じるのではないかなとちょっと。確かにプロポーザルの要領としてはこちらが一番ベストのはうたつておるんですけど、これが弊害になつたりとかして、今の12番であるとかといふように説明した部分が、こちらが思つたといふか、結果としてちょっと損なつたといふことは大丈夫なんですか、この辺は。ちょっとその辺を心配しました。

○下村総務課長 やはりいながら工法といふことが工事に影響を与えることは否めないものだと思っております。ただ、これは検討した結果、仮設庁舎を云々といふことを考えれば、仮設庁舎を設置するのは緊急防災減災事業債が使えないといふこともあって、財政的なことも考慮し、いながら工法を選定したといふことで、一部の課は数カ月間は本庁から出ていただくことにはならざるを得ないかなと。特に1階フロアにつきましてはそういうことが発生するものと思われまふ。十分その辺につきましては業者さんと協議をしながらスケジュールをつくつて、市民の皆様に影響が出ないように実施していきたいと思っております。

- 三鬼（和）委員　先ほど言いましたように1階の柱が少ないとか壁が少ないとかという部分があって、特に1階の強化というのは大事だと思うんですけど、そういったことはこの要綱にはしてありますけど、将来的にこの辺がこの要綱のために耐久性とか建物の存続というのかな。健全な持続というのが損なうようであれば、やっぱりこの辺は慎重に考えていかなあかんのじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうですか。応募の後の話として。
- 下村総務課長　先ほど申しあげましたように、いながら工法ということで、多少工事には影響を与えるものと思われませんが、まずは庁舎の耐久性、安全性を一番に、その次にデザインということにならざるを得んと。一番はまずは耐久性、安全性に主を置いた工事を実施してもらいたいというふうに考えております。
- 奥田委員　済みません、皆さん具体的な議論をされている中で、またちょっと素朴な疑問というか、ちょっとわからないので教えてほしいんですけど、今回設計と、それから施工も一括したプロポーザルということなんですけど、そもそもなぜプロポーザルなんですか。そこはちょっと僕、わからないんです、今話を聞いていても。皆さんわかっているかしらんけど、ちょっとわからなかったの。
- 下村総務課長　まずは財源の問題で、耐震改修で実施できれば緊急防災減災事業債が使えると。緊急防災減災事業債が使えるのが平成32年度末までということでございまして、工期が本来ならこういう公共施設は基本設計があって詳細設計があって施工という流れがあると思うんですが、今回工期が余りにもなさ過ぎるということで、松阪市さんが短期間に耐震改修工事を実施したということを受けて、こういうやり方であれば、いわゆる設計しながら施工も続けてやっていけるといようなやり方を、できる業者をまず募集して参加を募るといふふうに説明させていただいております。
- 奥田委員　でも、それはまだ2年あるんでしょう。だから僕は、この設計をしてもらって、その後建築だけ入札というか競争入札にしたほうが、今、財政難じゃないですか。財政が厳しい状況の中で、これを見ていると確かに、済みません、厳しい言い方をして申しわけないんですけども、緊急防災減災事業債という有利な起債があるということで急いでやるということなんですけど、ただ、これを見ていると、やっぱりプロポーザルというのは提案するわけでしょう。提案して競争するわけじゃないですか。だから、これを見ていると、やっぱり緊急防災減災事業債に当てはまらない、先ほどから議論が出ているように当てはまらないものが当然出てきますよ。ただ、これを見ていると、やっぱり外壁、外装工事とか給排水とか空調工

事ね。それから、6ページの14番とかを見ると、環境対策とか省エネルギー対策、循環型社会を対応等、地球環境や執務環境に十分配慮したものであるとか、その下の既存の建物のデザインとの調和に配慮しとか、そういうことをうたっていると、やっぱりこういうことをしたほうがいいんじゃないかとか、これをつけ加えたほうがいいんじゃないかとか、提案するほうというのはやっぱり少しでも目立つというか格好よく見せようと思っっているんなものがついてくる可能性って素人なりに僕は思うんですね。

それを考えると、今の状況の中で、確かにこれは、僕、幾らかかるのかというのが気になるんですよね。これを何か責任転嫁しているようにしか思えないんですよ、業者のほうに。これを提案してきたほうが、提案してもらってそれでやってもらうんですよということなんですけど、じゃ、それで結果的に緊急防災減災事業債に当てはまらない、起債対象にならないもの、これは一般財源でやらないといけないですからね。この前財政に聞いたら、一般財源で賄えるお金なんかありませんよという話をしていましたけれども、それが幾ら出てくるのかというのがちょっとわからないんですけど、このやり方だと、提案してきた業者に何か責任転嫁するような印象を僕は受けるんですけど、そういうことはないですか。

○下村総務課長 起債の関係上、工期の関係上ということでプロポーザル方式でいかせていただきたいということを12月議会で申し上げて、1月に補正予算を上げたわけでございます。私どもといたしましてはこの方向で尾鷲市の庁舎の耐震改修工事を進めていきたいと。

ただ、お金の心配というのは、あくまでも6億円の上限をもとに緊急防災減災事業債を活用できる範囲内ではというふうには考えております。ですので、奥田委員さんが言われましたように内外装工事、給排水工事も伴って発生する関連工事ということですので、いわゆる耐震補強に伴って、耐震補強する以上ここを復旧しなければならない、直さなければならないというものであれば緊急防災減災事業債を充当できるというふうに思っております。

○濱中委員 一括発注ということになりますと、そうすると、設計してきたところの積算があると思うんですけども、手順として、設計図ができた時点で行政側も積算をやりますか、これは。積算で出てきた金額のままですら進んでしまいませんか。どうですか。

○南委員長 上限が6億と決まっておる。

○濱中委員 上限6億ということはわかるんですけども、その中でちょっとでも

抑えたいという、あと、その明細を知りたいという思いがあるんですよね。それは一括になった場合は設計と施工がつながってやっていってしまうのか、一旦設計図ができた時点で、もちろんその業者側から出てくる積算というのはあると思いますけれども、こちら側でその積算を精査するというような段階はありますか。

○下村総務課長　このプロポーザルの審査でいわゆる提案価格が出てきます。その提案価格も当然審査の対象になりますが、精査じゃなく、設計、施工の、例えばうちの会社であれば、企業体であれば、尾鷲市の耐震改修工事をここまでこういうふうなデザインで、こういうふうな工法、こういう考えのもとでこの金額でさせていただくというような形を提案していただくということになります。

○濱中委員　プロポーザルのええところは、確かに金額だけではなくて、その条件等も全て総合的に判断することができるよさもあるんですけども、ちょっと言葉がよくないですけども、じゃ、出してきた者の言い値でやるというようなイメージがしてしまうんですけども、やっぱりそれが一括ということなんですよ。結局そこで一旦できた設計に対して、ほかの会社やったらもっと抑えられるよというところの競争はここにはもう発生できないというふうなことなんですね。言うてきた金額でもうそのまま進んでいくということですね。

○下村総務課長　その提案価格も判定の基準にはなりますので、極端な話、うちの会社は4億で実施したいと。別な企業体が4億5,000万やと。ただ、その4億5,000万のほうは金額は高いが、尾鷲市の庁舎のこういう工法で見ばえもよく、こういうこともできますよというようなことは採点項目があって、それで点数が高ければそちらになることもありますしということですね、プロポーザルの場合は。

○濱中委員　重ねて申しわけないけれども、ということは、プロポーザルで出てきた金額が適正なものかどうかは全ての提案に対しての積算をやるということですね。積算という言い方がおかしいか、調査というか、この提案はこの金額でできるものであるという、その調査はやられるんですよね。

○下村総務課長　この工法でここまでやるというような見合ったということも判断して、選定委員の方がプロの方も入っていただいておりますので、その中で採点していただいて決定するというものになります。

○南委員長　総務課長、今のに関連してですけども、選定委員さんが3名の外部委員も入れてまずプロポーザルの選定をします。これは当然のことで、それと、今濱中さんが言いました図面作成、積算、仕様書、内訳書の最終判断をこの選定委

員さんがやるのか、それとも尾鷲市の指名審査委員会がやるのか、そこら辺だけちょっとはっきりしていただきたいんですけども。選定委員さんが全て責任を持って積算根拠まで判定するのか、そうじゃなかったら。それだけ。

○下村総務課長 業者選定だけですので、設計ができ上がるのが多分来年の2月、3月で、もうそこから着工に入っていかなと間に合わんということになります。ですので、業者選定されて、その業者がこういう設計でいきたいと。うちの希望も取り入れながら、材料の調達云々というのがその時点から始まっていくという形になります。

○南委員長 その積算根拠の前もらった資料でいくと、判定委員会が最終判定するというようなあれがあるんですわ。

○藤吉副市長 今回プロポーザルのその選定委員の業務としてプロポーザルの審査となっていますけれども、一次はいろんな参加業者の要件ですけれども、二次審査につきましては技術提案であったりとか、それから、基本的な補強がわかる図面であったりとか、あとは設計監理、工事費の価格の提案という形での書類が出てきますので、そういった技術も価格も含めて5人の委員で業者を選ぶというか、第一候補者と、それから次点者を選ぶという形で今後進めてまいりますので、そういった価格も含めた審査が二次で選定委員の中で行われるというふうに私は理解しております。

○南委員長 選定委員さんが最終的にも価格も判断してゴーを出すということで理解してよろしいんですね、そうすると。わかりました、それやったら。

○奥田委員 ちょっと総務課長、さっきの説明、よくわからなかったんですけど、今回の提案というのは、プロポーザルの。全て起債対象に当てはまるようなものを提案してもらおうということなんですか。というのは、この前聞いた話では、壁1枚直すお金はこの6億に入っていないんですよという話で、あくまでも補強だけなんですよという話があった中で、じゃ、この提案というのは起債対象になるものだけということなんですか。

というのは、先ほど濱中さんが言われた4ページのところのここがやっぱり気持ち悪いんですよ。本事業に伴い部分的改修工事、これ、追加が発生する場合があります。これは技術提案には含まれず、審査も考慮しないというのが非常に気持ち悪いというか、この辺がちょっと一般財源になってくるんじゃないかなと客観的に見られるんですけど、どうなんですか。これはあくまでも起債対象のものということでの提案なんですね、その関連と。先ほどベランダに置いてある空調は大丈

夫なんだというような言い方をされていましたが、全て起債対象ということでの提案という理解なの。じゃ、この部分改修という意味がちょっとよくわからないもんで、やっぱり全体の予算を示してほしいなというのは出てくるんですけどね。

○下村総務課長 先ほど申し上げましたように、この部分につきましては、築57年の老朽施設であり、法的な改修が必要となった場合。スプリンクラーもないし、火災報知機もない、排煙窓もないということで、それが36年建設のものであるので考慮されておる部分もあるのかなと。ただ、改修に伴って最低限の法的にこの部分是对処しなさいよと言われる部分についても基本的には緊急防災減災事業債を活用したいとは思っておりますが、幾ら何でもそれは違いますよということになれば、その部分は新たな予算計上とならざるを得ないかなというふうに思っております。

○奥田委員 そのこのところですよ。法的にスプリンクラーとかいろいろ話が出ましたけど、法的に対処をそれはせなあかんと思うんですけど、それが本当に緊急防災減災事業債の中で起債対象になるのかという、今の段階でそれはわからないんですか。そういうことは非常に大きな問題じゃないですか。

○下村総務課長 当然参加業者につきましてはこの庁舎を、当然現場を見ていただくということがあります。その中でそういう提案も出てくるものと考えております。

○濱中委員 提案ではなくて、市の中にも技術者がおるわけですから、想定できるものというのはある程度並べてみるべきではないでしょうか。もちろんスプリンクラー、火災報知機、そういった法的に最低限これは要るけど、これは耐震工事との関連が薄いと思われるものというのは、する場合があるではなくて、考えられるものはこれであるというものは市役所の技術者でも並べられるものではないんですか。それである程度示していただければ、どれぐらいおおよそ耐震以外のところでやるならばこれぐらいのお金というのは示せるのではないのかなと思うんですけど、場合があるというふうに書かれると、選定された業者が言うてこなんだからせんのかなというふうにもとれてしまうんですよ。

○下村総務課長 金額はすぐ出るものではございませんが、確認はできるということで、またお示ししたいと思っております。

○奥田委員 その辺のところは早急に示してくださいよ、早急に。本来きょう示すべきじゃないんですか、これは。一体幾らかかるのかというのが見えないじゃないですか、全然。それを何か業者に責任転嫁しているような感じしか僕は思えないんですよ。何か奥歯に物が挟まったような言い方しか総務課長はしないものだから、

本当にこれは後で、えっ、これだけお金がかかるのと。6億と言っていたのが、えっ、8億、10億かかるのという話になってきたらえらいことですよ、本当に。だって、壁1枚を直すお金は入っていないんでしょう。

それで、これはJVにするんですよね。ゼネコンが頭で、Aランクの5社が構成員であるということなんですけど、僕はJVというのがちょっと気になるんですよ。僕は競争入札にしたほうがいいんじゃないかなという考え方なんですけど、というのは、保育園ね。27年、28年、29年、3年にわたって矢浜保育園、第3保育園、第4保育園と3年続けてやったじゃないですか。これを見ると、第3、第4、最後の。これはいろんな議論があって、JVはやめたほうがいいんじゃないかと高村委員なんかよく言われておったけれども、それで競争入札にしたじゃないですか。そうしたら最低制限価格近くで競争になって、落札率も第3保育園は89%だったんですよ、これ。それで、失格が4社あったんですよ、これ。取り合いしたという感じです。取り合いという言い方は悪いかもしれないけど。第4保育園は最低制限価格でくじ引きになってという状況で、これも落札率は90%だったんですよ。

ただ、矢浜保育園、27年にやった。これがJVでAランクのところが組めという話でしたじゃないですか。だから二つのところが競い合って、落札率が96%と非常に高かったんですよ、これ。だから、この矢浜のことがあって、やっぱりJVはよくないんじゃないかという議論があって競争入札にしてきた経緯があるんですね。

だから、今回プロポーザルにして、またJVでやるという話になってくると、また財政が厳しい中で落札率がどーんと上がってくるんじゃないかということは客観的に思えるんですよね。その辺のところというのはどうなんですか、執行部としては。この前も、クリーンセンターはもうできて10年たっておるのに、今までは競争入札でやってきておるのに、いきなりまたプロポーザルでやるというてやったじゃないですか。何かプロポーザルがお好きなようなんですけど、落札率は上がるんですよ。上がってしまうという。

この財政難の中でいろんな事業をやらないといけない。また、この防災とか減災のものでも避難タワー一つないんですよ、尾鷲は。副市長。避難タワー一つないんですよ。避難路のあの整備も全然できていない。この前も賀田小学校でも見てきたけれども、7年かかっておるんですよ、30万ずつ。一遍にやってやったらええの。

だから、僕が言いたいのは、余ったらその分使えるじゃないですか。今回多分これは落札率がぼーんと上がりますよ。上がると思うんですよ、これ、プロポーザ

ルでJ Vでやってしまうと。だから僕は入札にしたほうがいいんじゃないかなと思うんやけど、そういう考え方というのはそもそもないんですか、今、執行部は。

○南委員長 奥田委員さん、その件については何回も総務課長のほうから今説明を受けたんですけれども、プロポーザルでいくという方向をもって我々は予算も議決して、今回の場合のプロポーザルというのは、時間的な制限もあってこれがベストであるということで議会としても議決しておりますので、プロポーザルの件についてはもう進んでおりますので。

ただ、あれでしょう。プロポーザルは落札価格が上がる云々という話じゃないでしょう。提案型のあれやで、ひょっとしたら4億5,000万でやるというところもあるかもわからんし、要するにこの絵を描いてみやんことには積算できないというのが現実だと僕は思うんですけど。

○奥田委員 大体上がっておるじゃないですか。今までの経緯、この尾鷲市の歴史の中で、J Vを組んでやったところというのは本当に今上がっていますからね。

○南委員長 副市長、特にどうですか、その落札額が上がるやとかいう話については。僕はちょっとあれなんですけど。

○藤吉副市長 冒頭総務課長も説明させていただいたように、耐震補強工法につきましては本当にその技術も上がってきておりますので、今回はその選定委員の中で技術提案、そして、あと、それに対する積算というかその金額も提示されますので、それについて選定委員の中の三重大の教授であるとか、それから県の職員、それから建築士の専門的な意見も反映させていただいて適正な部分を選びたいなと思っていますので、必ずしもプロポーザルであるから上がるということではなくて、新しい技術提案でなるべく安価でできるような方法のものを選定委員の中で選定してまいりたいなと、こんなふう考えております。

○奥田委員 いや、僕は、6億今予算として上がっています。予定価格はどれだけなのか、4億5,000万なのかどうかわかりませんが、結果的には落札率が過去の経緯を見ると高いものですから、それを申し上げたんやけれども。

僕、副市長に聞いたかったのは、今の尾鷲が財政が豊かだったらいいですよ、豊かだったら。だから、そもそも僕は、減災防災関係でまだできていない部分がたくさんあるので、市役所の耐震はどうかということも思うんですけど、ですから、やっぱり市民の方々に、財政が今厳しい状況の中で、何で市役所の耐震を先にやるんやと言う人もおるんですよ。遅いという人もおりますよ。遅いという人もおるけれども、まだやっぱり避難路ができていないとか、だって、自主防災会の補助だっ

て半分にしたやないですか。どんどん減らされておるわけですよ。だから、市民の方々にこの市役所の耐震補強をやる上でやっぱりきちっとした理解をしてもらわないといけないと思うんですよ、副市長。そういう意味では、やっぱり僕は今の財政も考えてしっかり取り組んでほしいなという気はするんですけどね。

○上岡副委員長　　ちょっと聞きたいんですけども、プロポーザルというふうに決まっているんですけども、このプロポーザルに参加してくれるところ、参加してくれる業者さんというのは一番大事な部分だと思うんですよ。この業者さんがしっかりしたところが何社来てくれるのか。

（「5社」と呼ぶ者あり）

○上岡副委員長　　いえ、違います。5社は市内業者ですけど……。

（発言する者あり）

○上岡副委員長　　その5社全員が出てくれる……。

○南委員長　　待って、待って。総務課長。勘違いしておったら悪いで、みんな。

○下村総務課長　　最大5社になると思うんですが、私どもが懸念しておるのが、東京オリンピック、リニア、大阪万博と大手の会社のほうがかなり忙しい状況が続いておる中で、参加がなかったというのが大変恐れておるところなんです。建設新聞等に載りましたので、二、三社問い合わせの連絡、営業等がありましたので、そこらがあるかなとは思っておるんですけどね。

○上岡副委員長　　というのは、私も今までの仕事上、いろんなところ、関連したところでこのプロポーザルというので経験があります。プロポーザルするときにはどれだけしっかりした業者さんがまず来てくれる、その内容を精査する、その二つがまず一番重要になってくるんですよ。ですから、5社は市内業者さん5社なんですけど、大手が1社も来てくれなかったら、これは選定することもできないので、まず必ず来てくれるようなアプローチというかアピールを市からしていただきたいというのが一つと、もう一つ、先ほどから皆さんでお話しいただいていますが、耐震工事に伴って発生する関連工事というふうな書き方をされているんですけども、バリアフリー等、その辺は考えていただいているのかもう一度お聞きしたいんですけど。

○下村総務課長　　バリアフリーは、極力段差の解消等は検討しておりますが、エレベーターについては考えておりません。

○上岡副委員長　　その段差の解消等というのはこのプロポーザルに入っているんですか。それとも別個。

- 下村総務課長 耐震改修工事の中で、特に段差というのが新棟への渡り廊下ぐらいですので、あとトイレと。その程度であれば、トイレの場合はもう耐震改修の中へ入れるということで、渡り廊下等についても、車椅子で行けるようなぐらいの改築は十分できると思っております。
- 上岡副委員長 わかりました。ぜひよろしくをお願いします。
- 楠委員 先ほどの細かいところでいろいろ言われているんですけど、まず、これはJ Vにするとどこに書いてあるんですか。副市長、教えてください。
- 藤吉副市長 指名審査会の中でそこはこれから議論をさせていただきますので、基本的に今、この本日お示ししました資料にはありませんけれども、今後の審査会の中でそこは議論をさせていただいて決めていきたいなと思っております。
- 楠委員 応募要綱なり要領にJ Vがないって、概要ですからまだいいんですけど、案として書いてあるんだけど、基本的にそういうことも記載していなければ、どこの誰を指名していくのか、プロポーザルのメンバーを入れるのか、それとあと、皆さんが5社だ何だとか言っていますけど、5社にするなんてどこに書いてあるんですか。ひとり歩きしている。副市長ですよ。
- 藤吉副市長 これは今回お示ししたのは概要でございますけれども、最終的に入札審査であるとか、それから、あと、選定委員会の中でその応募要領については決めていきますので、その中でプロポーザル参加者の資格要件等をしっかり決めた中で決めていきます。
- それから、5社につきましては誤解というか、尾鷲市内のAランクの業者が5社ということで5社という話が出ているだけで、その5社ということは何も決めたものではございません。
- 楠委員 じゃ、5社という決まりはしていないということと、応募要領と言いながら、書いていないと誰も何をするのかわからないですよ。基本的なところは市長決裁をとっているんでしょ。課長は要らない。副市長。
- 藤吉副市長 今回の資料の中で8ページの4から15については項目だけで中身は示しておりませんが、今後審査委員会の中でこのプロポーザルの参加の資格要件等を決めて、その中で業者に示す公告の時点ではそのあたりをしっかりと示すという形で予定しております。
- 楠委員 ということは、この説明、応募要領の案をもう一回開催してもらえますかね。
- 下村総務課長 最終決定は選定委員会のほうでさせていただきたいと思ってお

ります。

○楠委員 いや、最終決定はいいんですよ、委員会があるんですから。だけど、手続上要領にある程度の形を示しておかないと、一次審査のときにどうするんですか。いろんな会社に来てもらわな、じゃ、50社あるのかどうかわかりませんし。

もう一点は、耐震工法ってほとんど特許を持っていますから、大手・中堅ゼネコンがいろんな工法を持っているわけですよ。だから、先ほど奥田委員さんが言われたけど、入札というよりは、基本的な工法がいっぱいあるのでプロポーザルになっていくんだろうなという想定はできるんですけど、提案がね。そのときに、先ほど副市長が説明した設置要領の中に、所掌事務の中は一次審査しか書いていないんですよ。最後まで面倒を見るなんてどこにも書いていないんですよ。だから、私が言いたいのは、この関係の要領、いいですか。選定委員会の設置要領、プロポーザルの応募要領、これは市長決裁をとっているんですよ。間違いないんですよ。中身を見ているんですか、これ。

○藤吉副市長 選定委員会の設置要領の所掌事務の第2条ですけど、(4)プロポーザルの審査とありますので、この中で選定委員が業者の選定まで行うという形で所掌事務については間違いないと考えております。

○楠委員 たくさんあり過ぎてちょっと困っているんですけど、あと、細かいところで、設置要領の7条で随時関係職員を出席させと書いてありますが、この関係職員というのは誰を指しているんですか。

○藤吉副市長 今、いろんな事業の相談をさせているんですけども、技術センターの職員をこの中で考えております。

○楠委員 次に、あと、委員の報酬なんですけど、学経の先生が1人いらっしゃるということで、報酬としては日額1万円を支給すると。交通費は別だと思っておりますけど、この報酬って学識経験者の基準からすると、報酬の関係の要領なりから見ると、正直言って安くないんですかね。

○下村総務課長 単発的な今回の選定委員ということで、委員会設置要領のほうに今回報酬を書かせていただきましたが、当初予算で御説明させていただいたように、1回ということで、今回依頼した先生にもこれをお願いしますというふうなことをお願いしております。

○楠委員 それじゃ、あと、細かいところに入りたいんですけど、先ほどいろんな細かいところで皆さん言われたんですけど、耐久性が高くとか、その後修繕が簡単なことということについて、この建物が57年たって、いわゆる鉄筋コンクリー

トの建物の耐用年数のもう限界が来ているということを考えると、耐震補強をしたところは丈夫だけど、仮にコンクリートの劣化によって床が抜けるとか、極端な話ですけどね。そういうことを考えたときに、私が以前予算の審議の委員会でも言ったんですけど、耐用年数とこの耐震の考え方というのは基本的にきょうまでの間に何か整理されたことがあるんですか。

○下村総務課長　耐用年数ですか。RCが55年とかそういう減価償却上の耐用年数ということですか。

耐震診断の結果、コンクリート強度があるということで、あくまでも耐震補強で十分いけるということで、その辺も含めて0.75を維持してもらおうということで今回お願いするものであります。

○楠委員　耐震補強でISOの値が0.75を確保するというにはある程度可能性は高いと思うんですけど、トータルでこの建物を見たときに、いわゆる塩害だとか台風とか、今まで過去にいろいろ受けていますよね。窓枠のサッシにしても何もそうですけど。あと、場所によっては床にもうクラックが入っているんじゃないかというような場所も見受けられるんですけど、そういうことを考えた上で、この耐震をすることによって、未来永劫とは言わないにしても、先ほど来20年とか何か言っていますが、そこまでにこの耐震をした後にまた補修をかけるのであれば、トータルで実際にその工事費、維持管理費を含めて、今回の耐震が適正なのかどうかという判断はどうなのかということと、最終的に(7)の②で、最後の行で耐震診断の判定を得ることという言葉も使っていますので、改めて仮にプロポーザルの提案者が何とかやりますよという人もいれば、いや、とてもじゃないけどここを耐震してももう先はないですよというようなことも考えられるとは思いますが、ただ数字だけで足りるんですよということが本当に担保できるのかどうか、その辺が今、将来私たちも何十年生きるかわかりませんが、そういうところを踏まえてどう考えているのか。いわゆるこの建物は市民のための建物ですから、その将来性を見たときに、統計を見ても毎年四百何十人人口が減少している中で、この規模だけで考えてやらなきゃいけないものなのかどうか、その辺の総合的な判断って副市長、どう考えています。

○藤吉副市長　まず、判定につきましては、判定を受けるということで考えております。それから、あと、総合的な利用につきましては、先ほど来総務課長が説明させていただいているように、建築後57年が経過しておりますけれども、耐震診断調査の結果、耐震性を保有しておる、補強でいけるといいますので、今回耐

震診断をさせていただいて、この中で例えば人口減少、それから職員の減少の中では、余分なデッドスペースが出てきた場合にはそれを有効活用していくという方向で、しっかりとその方向の庁舎の中で市民のための活用ができるように検討してまいります。

○楠委員　あと二つで最後にします。

6ページの(8)で、次のページ、7ページの⑧にありますけど、ここで近隣住民、職員に対する工事説明会の開催に協力することとあるんですけど、これは職員が近隣住民に工事説明会をするときは協力しなさいよということですよ。並列になっているので。近隣住民と職員に対する工事説明会って、なかなか私、ちょっと日本語が理解できないんですけど。職員が近隣の工事説明会をするときは、近隣住民に説明するときは工事請負者は協力しなさいよということですよ。それでいいんですよ。

次、⑩、工事により発生土が生じる場合は適正に搬出すること。今、残土問題とかいろいろある中で、これは建設課のほうの話になるかと思うんですけど、適正に搬出することって、何が適正に搬出するんですか。

○下村総務課長　もちろん法にのっとった処理の方法を実施していただく。例えば、先ほど言いましたようにベランダの撤去等が出てきますので、コンクリート殻とかそういうのが出てくると思われます。そういったことを想定しております。

○楠委員　公共事業ですから、基本的に適正ということじゃなくて、いわゆる請負者が自由処分とするものなのか、ある一定の指定場所を設けて指定処分するものなのか、その辺は積算基準で建設課、建築工事の担当の方だとある程度わかっていると思うんですけど、一般的に適正搬出することで過去もいろんな建設、建物なんかの撤去については同じようなやり方でやってきたんですかね。

○南委員長　今、建設業法等に基づいて法的に全ての物が処分されておると思うんですけどね、設計仕様書の中で。楠委員さん、よく御存じだと思うんですけど。

○楠委員　答えなくていいですよ。基本的に公共事業ですから、結局何かあったときに追跡調査されて何か問題を起こさないようにするには、事業者が自由処分するときはどこに処分しますよと報告する。指定処分の場合は走行距離だとかいろんなことによってその単価が決まってくるということもあるので、適正なのかどうかは別にしても、この辺の内容はちょっと精査したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますので。

あと、幾つかちょっと誤字がありそうなので、もう一度ちょっと精査されたらど

うかなというふうに思います。特に気になったのは、私の間違いかどうかわからないですけど、5ページの(7)の前文の下から2行目、大地震動後と書いてあるんですけど、これは大地震動でよろしいんですか。表現の仕方なんですけどね。

○南委員長 地震動、動という字がですか。

○楠委員 そうです。大地震の発生後とかいろいろあると思う。

○高浜総務課長補佐兼係長 この表現でよろしいはずなんですけど、改めて精査してもらいます。済みません。

○野田委員 2点ほど再度確認させてください。

8ページというか、応募要領のところは8ページの4から15とざっと書かれているんですけども、要は未完成の案だなというような感じがしています。契約の保証というか、どのような保証状況になっているのかということも書かれていませんし、先ほど言いましたが支払いの条件も全然書かれていないという中で、これを報告だけでの受け入れでいいのかということところはちょっと疑問を感じるのと、もう一点は、プロポーザルで評価の提案をしてもらうわけですけども、いろんな評価項目として人員の実績、技術者、価格、提案内容等がプレゼンもあるんですけども、その中で、提案内容というのはこの5ページのところの(7)の実施設業務の要件ということと考えるといいんですか。こちらのほうの要望というのは。

○下村総務課長 まず、プロポーザルの参加者の資格要件等につきましては、先ほどから言っていますように指名審査会のほうで決定していただくと。ただ、あと、技術提案書ですね。この技術提案書を各参加者に提案していただくということになります。その技術提案書の中には耐震改修工法についての技術提案や施工中における配慮とか技術提案の基本方針のセールスポイントとか、ISO値0.75確保への技術的なアプローチの提案、耐震判定委員会による耐震診断の判定についてとか、その辺を提案していただくと。それらをもってプロポーザルで選定していくということになります。

○野田委員 それはいいんですけども、僕、一つ、先ほどから話がある将来的な尾鷲市本庁舎というものをどう見るかという部分を、本市という行政側がある程度提案を受けるだけじゃなくて、先ほど提案すると言いましたけれども、そういうものをある程度きちとした形で残すなり、意見として言える形の双方向の提案をやっていかないと、向こうのほうは専門的な技術的な力はあると思うんですけど、この本庁舎をどのような、約20年後にどのような形になるから、先ほど副市長もデッドゾーンというか空きスペースを、そういうことも言いましたけれども、やっ

ぱりそこら辺も含めて、行政として僕は、ここには将来的なことは書いていないんですよね。だから、こうしてほしいとかという部分もまだないと思うんですけども、その点、どうですか。基本計画ができていないからどうこうという話はあるんですけども、その前にこういう内容をやっぱり自分たちというか行政側として持つべきじゃないのかということを確認したいんですが。

○下村総務課長　それは間取りとかそういうことなんですか。

○野田委員　いやいや、機能性、部屋の。今。

○南委員長　要するに、今回のプロポーザルの提案というのは、尾鷲市役所全体をまず大地震から守ろうとするのが第一でございますので、そこら辺は理解していただくことには。それはわかるんですけどね、考え方は。全体を守ることです。

○三鬼（和）委員　ちょっともう一度。

副市長のほうで3条の組織の中で5人で決めますよということをお話されていましたが、このプロポーザルにおいてでも、プロポーザルされた業者から耐震設計と積算が来るわけじゃないですかね。そういったのもこの5人で全部全てやられるのか。それともう一点は、先ほど7条かな。楠委員のあれの中で、随時関係職員というのは技術支援センターと言っていましたけど、それだったら職員という表現がおかしいので、等と入れるか何かしないと、これはうちの建設関係、建築関係の職員かなとは思っていたんですけど、ということは、有識者3名の中にも技術支援センターの方は入らないということですね。これは今別の形で支援していただいているということから、その辺から意見をいただくという形なんですか。この辺のかかわりについてちょっと説明してください。

○下村総務課長　建設技術センターにつきましては、この要領を策定するための支援ということで、あと、選定委員の御紹介をいただいたとか、そういうことになっております。あと、要領策定の支援をいただいたということもありますので、私どもとしましてもその選定委員5名の中の御質問等に対しても技術センターさんが対応してもらおうというふうに考えております。

○三鬼（和）委員　じゃ、設計後とか設計のチェックはどうなるの。

○下村総務課長　うちの職員と技術センターの支援をいただければと考えております。

○濱中委員　何度もそれぞれ委員さんが口々に聞いておって、でも、答えが出ていないのもう一遍聞きますね。8ページの4番以降の詳細については決まってい

ないものもあるのと、あと、ここに書きあらわされていないものもあるというふうに理解するんですけども、これが全部詳細が決まった後に私たちに資料としていただくことは可能なんですか。

○南委員長　そこら辺についてはできるだけ明確にさせていただきたいなと思うんですけど。総務課長、どうですか。

○下村総務課長　公告前に出すことはちょっと難しいと思うんです。やっぱり表に出してしまうとということはあるんです。

○濱中委員　あと、一番最初に聞きましたけれども、Aランクが何社あるんですかとかいうことをここで聞かならんこと自体がおかしいなと思って、実は紀北町のホームページには、例えば建築だったら建築業者審査基準の一覧表とか、ここには何クラスがこれだけありますよというような一覧がホームページで確認できるような仕組みになっておりますけれども、尾鷲市はそれは今後やる予定はないですか。管工事であるとか土木工事であるとかということが全て紀北町の場合出ているんですね。そこには技術者が何人おりますよというところまで出ておるんですけども、そのあたりはやらないんですか。出ておるんですか。

○下村総務課長　財政課のほうで聞いておきます。

○南委員長　濱中さんの言われた経営審査事項ということで、ホームページへ。

○濱中委員　そうではなく、資料はつukれないのですか。

○南委員長　もうないんですか。

（「三重県はあるよ」と呼ぶ者あり）

○南委員長　県から出ています、それは。全部ね。

○濱中委員　県から出ておるのは拝見しておるんですけども、結局その審査基準が違うものですから、市町によって。そうすると、尾鷲の場合はどこまでがAランクなのかBランクなのかということが一覧で出られるような形が出ていないんですよ。

○南委員長　今のはすぐにお示しできると思いますんですけど、きょう、いろんな初めての要領のことで結構厳しい意見が出されたんですけども、いかんせん期限が押し迫っているということで、早くスタートしていかなあかんという部分があって、ただ、ちょっと気になったのは、速やかに指名審査委員会をまず開いていただいて、プロポーザルの応募の条件をまずお示ししていただかんことにはスタートできないというのが第一でございますので、それと、上岡副委員長のほうから地元の5社の話が出て、もしなかったらどうするのというような、あったんですけど

も、できるだけ地元の業者が救われる形のようなプロポーザルのあれを考えてほしいんですけど、もし仮にですよ。3社組んだと。あとの2社が組めなかったという場合は、そんな場合も出てくると思うんですけど、そういった場合はどうなるのかなというようなことはあるんですけども、多分そこら辺は地元の業者あるいは大手の業者の努力によるんですけど、役所からどうこうという指導はできないと思うんですけども、できるだけ地元5社が参加をできるような形が一番望ましい姿でございますので、よろしくお願いいたします。

それと、細かい部分については結構あるんですけども、今回の耐震工事というのはいながら工法ということでございますので、工事に入るまでまだ数カ月の日程があるんですけども、そういった役所の配置とやとか、極力仕事の業務に支障が出ないよう、また、市民に対しても御迷惑がかからないような計画書というのものもある程度やっぱり出すべきだと思うんですね。例えば具体的に何月に予定では、プロポーザルはスタートが二次審査が終わらんことにはできないと思うんですけども、そういった細かい気配りにも最善を尽くしていただきたいなという強い思いがしました。

不完全というたら不完全かもしれないんですけども、やはり一応予算的には上限6億ということでもう認めておりますので、できる限り速やかに議会にも逐次報告をしていただくような形のもとで事業推進を図っていただきたいと思うんですけども、いかがですか。

○下村総務課長 一次審査につきましては書類審査だけでございますので、参加業者のほうはもう6月中には決定すると。それで、何社か応募していただいた中でさまざまな提案があると思われませんが、先ほども言いましたように8月中旬、末までには業者決定をしていきたいと。それで、9月議会に契約の議案上程をしたいと思っておりますが、いかんせん設計書ができていないということで、先ほど言われましたように3月議会に工期に伴う部署移動とか大体のスケジュールが御説明できたらなとは思っておりますが、でき次第やっぱり議会のほうへは随時報告させていただきたいと思っております。

○南委員長 できるだけそのようにお願いします。

いろいろまだ意見があるようなんですけれども、もし何かあったら執行部のほうと相談して、委員会の開催が必要であれば開催をさせていただきますので、御理解を賜りたいと思いますので。きょうはそういったことで、一応プロポーザル要領に向けた報告を聞いたということで理解をいたしたいと思います。

特に、この際ですので何かございませんか。

- 奥田委員 確認。この選定委員会なんですけど、9月30日までの任期ということなんですけど、選定委員の方は。何回ぐらい開かれる予定なんですか。
- 高浜総務課長補佐兼係長 3回を用意しております。
- 奥田委員 1回目はいつですか。
- 高浜総務課長補佐兼係長 1回目は4月25日を用意しております。
- 奥田委員 そうしたら、きょうは23日。あさってもうこれを開いてしまうということなんですか。開いて、もうこのプロポーザルの要領の審査とか要領を決めたりとかするんですよね。ということは、これ以上もう議会のほうには、この選定委員会が始まる前の報告というのはきょうで終わりということやね。
- 南委員長 この選定委員さんからどういった意見が出るかも知れんのでしょうか、まだ。もし固まったら固まったというようなことで、またもし変わるところがあれば報告していただければと思いますけど。
- 下村総務課長 委員さんとはメール等で随時やりとりを今も実施しております。そういった中で、委員さんに来ていただいて、紙ベースできちっと見ていただいて、自分が訂正した箇所云々をチェックしていただくと。その中で、ほかの委員さんの意見を聞いて当然変わってくるところが出てくる可能性もありますもので、最終的にうちとしてはもうゴールデンウィーク明けには完成したものというふうに考えております。
- 南委員長 それじゃ、これで委員会を終わります。御苦勞さんでございました。ありがとうございました。

(午前11時32分 閉会)